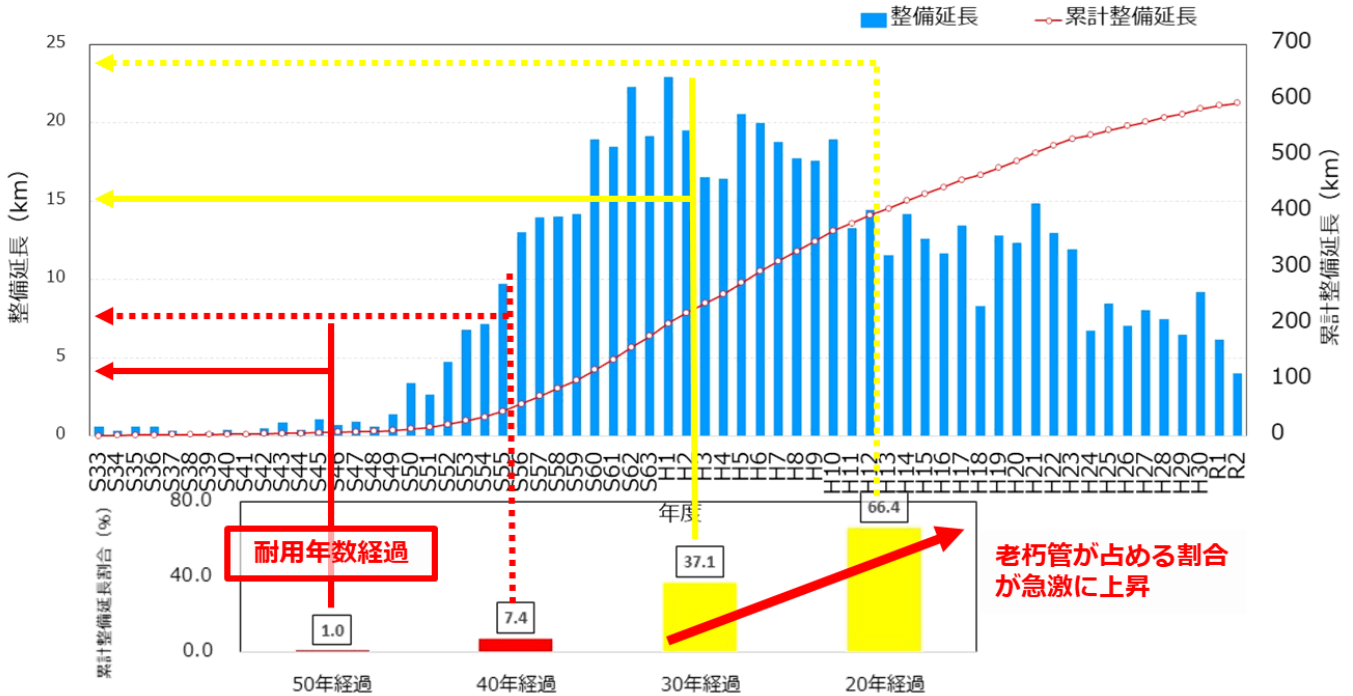


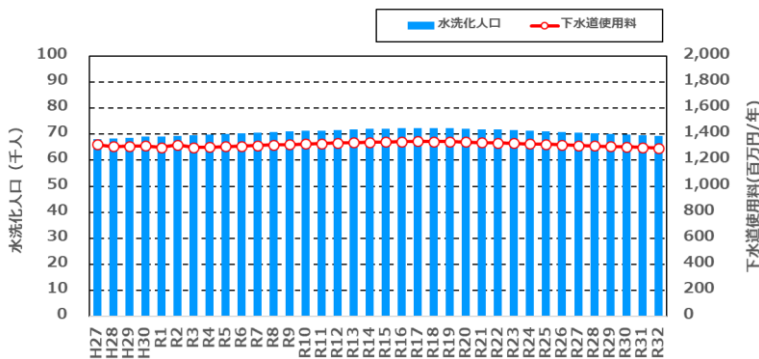
新居浜市上下水道事業運営審議会

●急増する施設・設備の老朽化（公共下水道事業）

管路施設については、一般的に道路陥没の危険性が増大するといわれている30年を経過した管渠は、令和2年度末で、約221 km（37.1%）に達しており、10年後には、更に約395 km（66.4%）と上昇し、**本格的に老朽化対策が必要な時期を迎えます**。また、**処理場施設・設備の約90%、ポンプ場施設・設備の約94%が耐用年数を超過**しており、改築、更新による老朽化対策を進めている状況です。

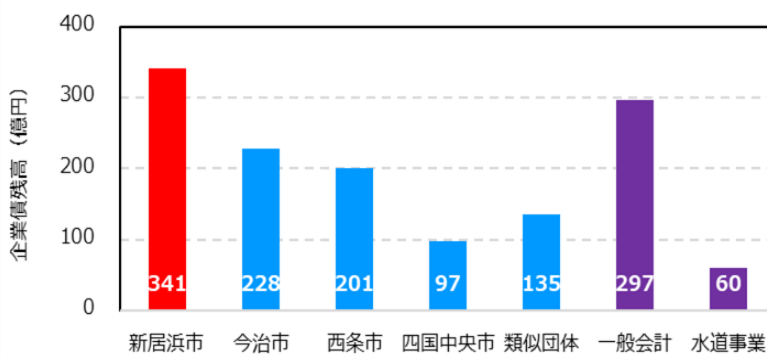


●人口減少や節水化による使用料収入への影響



下水道整備の推進による水洗化人口の増加に伴い、使用料収入の増加を見込んでいましたが、**人口減少や節水型器具の普及により、将来的には使用料収入は減少に転じることが予想されます。**

●多額の企業債残高



これまで、管渠や雨水ポンプ場、下水処理場などの整備に積極的に投資してきた結果、令和2年度末の**企業債残高は341億円と近隣市や類似団体と比べても多額**となっています。将来の世代に過大な負担を残すことにならないよう、企業債残高の減少を図らなければなりません。

※一般会計は建設事業に係る地方債のみ

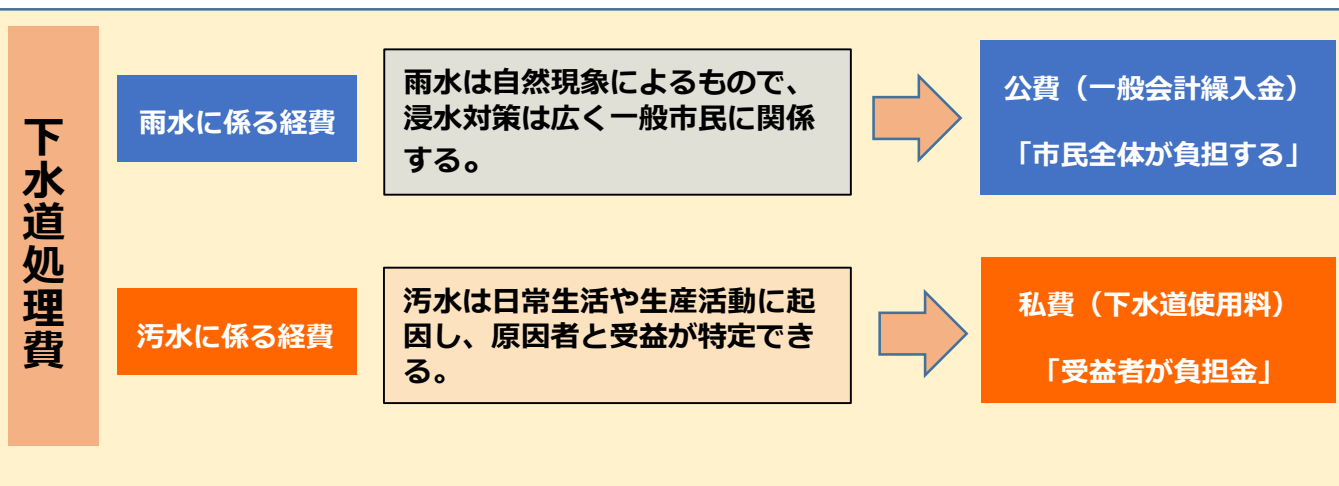
●公共下水道事業経営戦略について（令和2年度末策定）

当市の下水道事業は昭和35年に着手して以来、生活環境の改善、河川等の水質保全、豪雨による浸水被害の軽減等を目的に整備を進めております。現在、人口減少等に伴う使用料収入の減少が懸念される中、施設の老朽化に対する改築更新需要の増大が見込まれ、さらには、地震等の災害対策も求められており、今後、下水道事業の経営環境はこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。

そこで、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、中長期的な視点に立ち、下水道事業の経営戦略の策定を行いました。計画期間を10年とし、投資効率化・経営健全化の視点のもと、**施設の老朽化対策と財政の健全性のバランスのとれた投資計画**を採用することとしております。

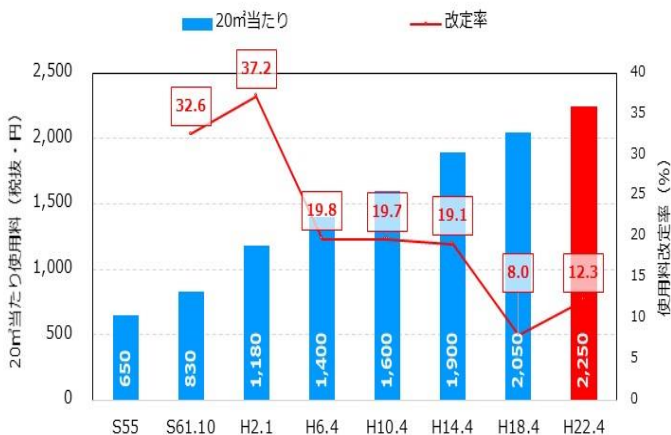
経営指標等	実績値	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
企業債残高	343億円 (令和元年度)	令和元年度比 20億円以上削減	令和元年度比 50億円以上削減

●下水道事業における費用負担の考え方（雨水公費・汚水私費の原則）



汚水に係る経費については、**可能な限り使用料収入により賄う必要**があり、汚水処理原価を適切に使用料で回収することを目指し、使用料の適正化に向けた取組を行う必要があります。

●これまでの下水道使用料の見直し状況



下水道使用料については、昭和55年の下水処理場の供用開始から、これまで概ね4年に1度のペースで、定期的に見直しを行ってまいりましたが、**平成22年度を最後に、使用料の改定は見送られています。**

令和元年度に公営企業会計に移行し、令和2年度に経営戦略を策定した現在、**使用料水準が適切かどうかの検討を行う必要**があります。

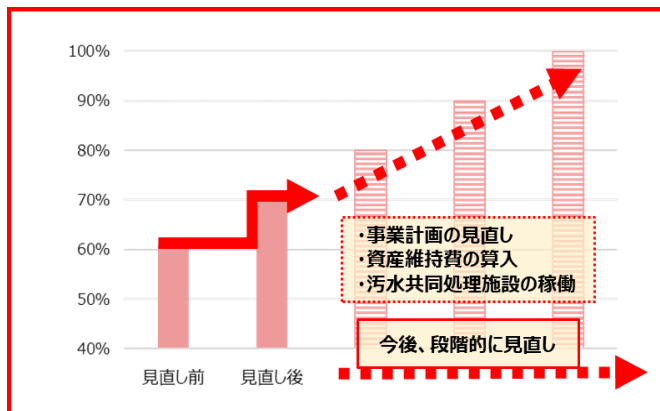
● 財政見通しについて（令和4～7年）

費用（令和4～7年度）金額：千円			収益（令和4～7年度）金額：千円			財政計画（令和4～7年度）	
費用	維持管理費	2,183,241	7,211,198	5,249,824	5,207,004 下水道使用料	維持管理費算入率	100.0%
	資本費	5,027,957		1,961,374	42,820 雑収益等	資本費算入率	61.0%
			不足額				

資本費算入率	現行	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
年平均収入不足額	490,344 (54.3円)	439,946 (48.7円)	377,097 (41.8円)	314,247 (34.8円)	251,398 (27.9円)	188,548 (20.9円)	125,699 (13.9円)	62,849 (7.0円)	0 (0.0円)
年平均収入増加額（千円）	-	50,397	113,246	176,096	238,945	301,795	364,644	427,494	490,343
使用料単価(円/m ³)	144.2円	149.8円	156.8円	163.8円	170.7円	177.7円	184.6円	191.6円	198.6円
改定率	-	3.9%	8.7%	13.5%	18.4%	23.2%	28.0%	32.8%	37.7%

令和4年度から7年度までの4年間の財政計画において、支出は、維持管理費が約22億円、資本費が約50億円の計約72億円に対し、収入は、使用料収入等が約52億円で、差引約20億円、年平均約5億円不足しています。なお、現行使用料の状況だと、不足額を一般会計からの繰入金で補填する必要があります。算定期間内において、使用料の算定の指標である資本費算入率は61.0%となっており、残りの不足分を下水道使用料で全て賄おうとすると、37.7%の改定が必要となっています。

● 下水道使用料の適正化の方針について



今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、国が求める最低限の経営努力である使用料単価150円/m³を越えた上で、計画期間の資本費算入率の見込が61.0%であることから、過去の改定状況を参考に、まずは**資本費算入率が70%超過する使用料単価まで引き上げ**、その後、4年に1度、定期的な検証を行い、段階的に使用料の見直しを行うことで使用料の適正化に取り組んでいきます。

● 料金表の検討について

①	基本料金・超過料金ともに改定率に基づく改定（端数調整あり）	一定の割合で改定
②	基本料金のみ改定	基本料金の割合を重視
③	超過料金のみ改定	少量使用者への配慮
④	基本料金を一定額確保し、残りを超過料金で改定	①と②のバランスを重視

パターン	逡増度	基本料金の割合	少量使用者への影響	3～5人世帯への影響	大口使用減少の影響	評価	改定概要
現行使用料	2.26	33.9%	—	—	—	—	現行使用料体系
① 一定割合	2.19 (緩和)	34.4% (維持)	中	中	大	○	増加分が一定割合で全使用帯に平等な負担割合ですが、大口使用の減少による影響が多くなります。
② 基本料金のみ改定	1.79 (緩和)	39.3% (増加)	大	小	無	○	大口使用の減少による影響はありませんが、少量使用者の負担が一番大きくなります。
③ 基本料金据え置き	2.53 (増加)	31.1% (低下)	小	大	大	△	少量使用者への負担は一番少なくなりますが、大口使用の減少による影響が一番多くなります。
④ 基本料金確保	2.00 (緩和)	36.1% (増加)	中	中	小	◎	少量使用者の負担は①より増えますが、大口使用の減少への影響は大幅に緩和されます。

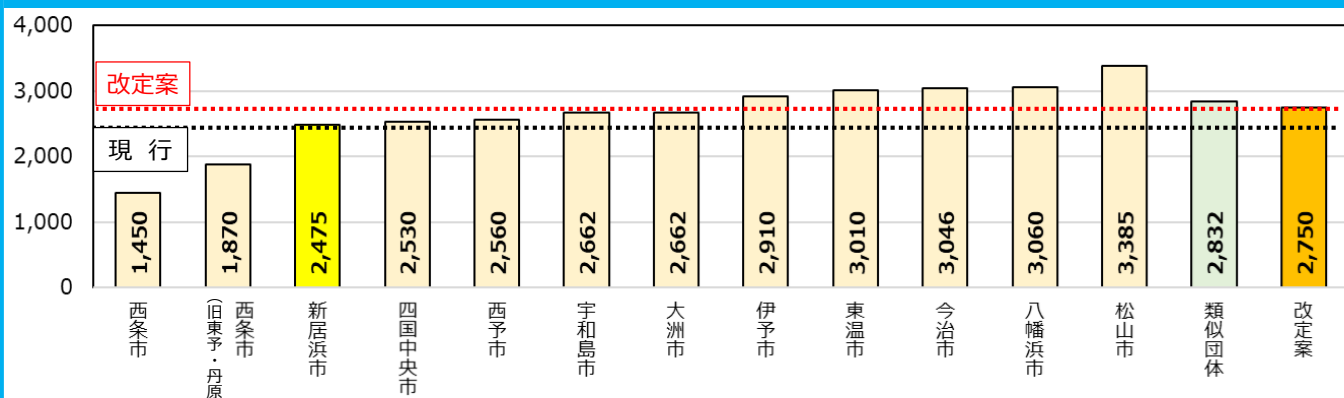
●見直し後の料金表及び水量別の使用料について（税抜）

水量区分 (m³/月)	現行使用料		改定案		改定額	改定率	これまでの改定幅
基本水量 (0～10m³)	基本料金	950円	基本料金	1,100円	150円	15.8%	50～150円 5.6～39.5%
11～20m³	超過料金 (1m³あたり)	130円	超過料金 (1m³あたり)	140円	10円	7.7%	10～20円 9.5～44.4%
21～50m³		175円		185円	10円	5.7%	10～30円 7.4～31.6%
51～100m³		200円		210円	10円	5.0%	15～30円 9.7～41.7%
101m³～		215円		220円	5円	2.3%	15～30円 8.6～46.2%
湯屋汚水	1m³あたり	25円	1m³あたり	25円	0円	0.0%	0～5円 0～25.0%

使用水量	現行使用料	改定案	増加額	増加率
基本料金	950	1,100	(+150)	(15.8%)
20	2,250	2,500	(+250)	(11.1%)
25	3,125	3,425	(+300)	(9.6%)
30	4,000	4,350	(+350)	(8.8%)

使用水量	現行使用料	改定案	増加額	増加率
40	5,750	6,200	(+450)	(7.8%)
50	7,500	8,050	(+550)	(7.3%)
100	17,500	18,550	(+1,050)	(6.0%)
1,000	211,000	216,550	(+5,550)	(2.6%)

●県内の下水道使用料の状況について（20m³税込）



現行下水道使用料は、20m³あたりの家庭用において税込み2,475円と県内11市中2番目に安く、類似団体と比べても安価な状況です。改定案の場合、税込み2,750円の増で県内11市中6番目に安く、類似団体と比べても安価な状況となります。

なお、公共下水道の整備に必要な**国庫補助金における令和7年度以降の交付要件**として、少なくとも5年に1回の頻度で、**下水道使用料の改定の必要性に関する検証等を行い国に提出しなければいけないため、今後、全国的に下水道使用料の見直しは進むもの**と考えられます。

●施設の老朽化対策と災害への備え

老朽化が進む施設の更新と、大きな被害が発生されると予想される南海トラフ地震などの耐震化に備える必要があるなど、下水道事業のストックマネジメントに基づく計画的な施設の改築更新と、安定的な事業経営が求められています。



料金算定期間(R4～R7)の主な建設事業

- 下水処理場改築事業 約13億円
- 管渠等建設など

●下水道使用料改定のお願い

瀬戸内と四国山地に囲まれた「にいほま」で、人と自然が調和した快適に生活できるまちづくりをめざしています。

この基本理念の達成のため、料金改定へご理解とご協力をお願いします。

